

ガバナンス

コーポレートガバナンス態勢

コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社は、健全で持続的な成長を実現するため、取締役会と監査役、監査役会を中心としたコーポレートガバナンス態勢を構築しています。また、監査役会において半数

以上の社外監査役を任用し「社外の視点」を導入することで、コーポレートガバナンスの強化を図っています。

意思決定プロセスと取締役会の機能等

取締役会は、取締役の全員をもって構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しています。また、取締役会が決定した基本方針に基づき経営管理全般に関する執行方針等を協議決定する機関

として、経営会議を設置しています。経営会議は、役付取締役および執行役員全員をもって構成され、常勤取締役および監査役等は出席して意見を述べるすることができます。

監査役会等の機能

監査役会は監査役全員で構成され、監査の方針や計画等を決定するほか、会計監査人が独立した立場を保持し、適切な監査を実施しているかを監視し検証します。

監査役は、取締役会等の会議に出席し、必要に応じて

意見陳述を行うほか、会計監査人等から受領した報告内容の検証や会社の業務および財産の状況の調査等を通じて、会社の意思決定の過程および取締役の職務執行の状況を監査します。

内部監査について

被監査部署から独立した組織として、内部監査部を設置しており、被監査部署におけるリスク管理、内部統制、ガバナンスプロセスの適切性、有効性を検証、評価

し、問題点の改善提言等を行っています。監査結果は、各役員に報告され、経営会議、取締役会にも定期的に報告されています。

体制図

